



平成 19 年 6 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 つ う け ん
代表者名 代表取締役社長 田原 米起
(コード 1940 東証第二部・札証)
問合せ先 取締役常務執行役員
小田島 一 義
電話番号 011-860-1161

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月22日開催の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役および社外監査役がその職務執行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります(変更案第32条および第43条)。

なお、第32条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

また、本条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (社外取締役との責任限定契約) 第32条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第32条～第41条 (条文省略) (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 第33条～第42条 (現行どおり) (社外監査役の責任限定契約) 第43条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 6 章 会計監査人 第42条～第45条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第46条～第49条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人 第44条～第47条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第48条～第51条 (現行どおり)

以 上